



原野商法で買った土地や山林の 二次被害に注意

約20年前に原野商法で購入した山林。売却をしないかと業者から電話があり、遠方で開催される相談会に参加すれば売却できると言われたため現地に出向いた。現地では、山林を売却すると損がでる、リゾート会員権を買ったら儲けが出ると何度も強く勧められ、怖くなって契約してしまった。解約したい。
(40歳代 女性)

他県の山林を所有しており、高額で売れるので売却しないかと何度も勧誘電話がかかってくる。ところが先日、所有している山林の自治体から、「ゴルフ倶楽部会員権に係る土地に対する詐欺事件が発生している。山林など土地が売却できるといって高額の手数料をとる手口。所有している土地は高額で売れる土地ではない」という主旨の文書が届いた。何を信じて良いのか。
(60歳代 女性)



まずは消費生活センターに相談しましょう！



- 過去に原野商法で土地や山林を購入した消費者に、「ゴルフ場や廃棄物処理施設が建設予定なので高く売れる」等と売却を勧める業者にかかる相談が寄せられています。
- 土地を処分したい、高く売りたい、という消費者の心理につけ込んだ悪質な手口です。高額で売れる土地等ではないという評価が現実です。
- 不審な勧誘を受けたら、まずは消費生活センターに相談して下さい。

少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を！

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活相談窓口	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活相談窓口	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000	兵庫県東播磨消費生活センター	079-424-0999

消費者ホットライン番号 **188** (188泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります

